

みんなで守ろう！『自転車安全利用五則』

※「自転車安全利用五則」は自転車利用の全国的なルールです。

自転車は、車道が原則、歩道は例外※1

※1・「歩道通行可」の標識がある場合
 ・車道の通行がむずかしい場合
 ・13歳未満や70歳以上、体が不自由な方が自転車を利用する場合

車道は左側を通行

歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行

安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- 夜間はライトを点灯
- 交差点での信号^{じゅんしゅ}遵守と一時停止・安全確認



自転車を運転しながら、携帯電話や傘などを使用する片手運転も危険です。皆さんもルールを確認して、実践してね！



子ども※2はヘルメットを着用

※2 13歳未満

北区子どもホームページキャラクター：あいちゃん



危険運転をシミュレーターで体験

小・中・高校生などを対象にした自転車交通安全教室を行い、悲惨な事故をなくそうと取り組んでいる団体は他にもあります。麻生自動車学校では、シミュレーターを使った交通安全教室を開催。JA共済連が行っている交通安全教室では、スタントマンが実際に起こった事故を再現しています。いずれも疑似体験を通して、事故の恐ろしさやルールを守ることの大切さを伝えていきます。市内で発生した交通事故件数を見ると、自転車事故の割合が増加し、なかでも歩行者との事故の

悲惨な事故をなくすために

社会から自転車事故を減らすためには、一人一人が安全に配慮して自転車を利用することが大切です。皆さんも、もう一度正しいルールやマナーを確認して安全な自転車ライフを送りませんか。

被害が増えています。そこで、札幌市ではルールやマナーを十分に認識していないことから起こる事故をなくすため「自転車安全利用五則」などを分かりやすく説明した冊子を作成・配布し、自転車とさまざまな立場の人たちが共存できる社会づくりを進めています。



事故の衝撃を目の当たりに言葉が失う生徒たち



自転車の安全な乗り方を再認識することのできる冊子「セーフティ自転車ライダーのススメ！」を作成し、区役所などで配布しています。ホームページでも内容を公開していますので、ぜひご覧ください。目指そう！人にも環境にも優しい自転車ライダー。

【詳細】市民まちづくり局地域振興部区政課 TEL 211-2252

セーフティ自転車ライダー 検索 click!